

令和8年6月25日

東京都総務局

東京消防庁

東京電力パワーグリッド株式会社

通電火災防止に関する連携協定締結について

本日、東京都総務局、東京消防庁及び東京電力パワーグリッド株式会社は、大規模地震発生時における通電火災を防止するため、都民の出火防止対策への意識を高め、グラビタスイッチ（感震ブレーカー）の設置など具体的な行動に繋げる取組について、以下のとおり連携協定を締結しましたのでお知らせします。

記

1 協定名

通電火災防止に関する連携協定

2 内容

- （１）通電火災の未然防止に関する情報発信、広報啓発活動
- （２）その他、前項の目的を達成するために必要な事項

3 協定締結者

東京都 総務局 総合防災部長

東京消防庁 防災部長

東京電力パワーグリッド株式会社 常務執行役員東京総支社長

東京電力パワーグリッド株式会社 多摩総支社長

4 協定締結日

令和8年6月25日（木曜日）

<別紙1>通電火災防止に関する連携協定書

<別紙2>通電火災防止に関する連携協定締結式



グラビタスイッチ
はこちら

通電火災防止に関する連携協定書

東京都総務局総合防災部（以下「甲」という。）、東京消防庁（以下「乙」という。）、東京電力パワーグリッド株式会社東京総支社（以下「丙」という。）及び東京電力パワーグリッド株式会社多摩総支社（以下「丁」という。）は、大規模地震発生時などに通電火災を防止するための各種取組について、次のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、大規模地震が発生した時に通電火災を原因とする人的・物的被害の削減に向けた各種取組の促進のために、甲、乙、丙及び丁が相互に連携し協働することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙、丙及び丁は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し協力する。

（1）通電火災の未然防止に関する情報発信及び広報啓発活動

（2）その他、前条の目的を達成するために必要な事項

2 本協定による取組を効果的に実施するため、丙及び丁は本条に定める事項の一部を、甲、乙、丙及び丁との協議により、丙及び丁の責任において丙又は丁のグループ会社、子会社、関連会社又は協力会社を実施させることができる。この場合において、甲及び乙は、別途明示の合意がない限り、丙又は丁の業務を代行し、又はその費用を負担する義務を負わない。

（協定期間）

第3条 本協定の有効期間は、締結日から令和9年6月25日までとする。ただし、本協定による有効期間満了日の1か月前までに甲、乙、丙及び丁のいずれからも更新しない旨の意思表示をしない限り、その効力は更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

（法令の遵守）

第4条 甲、乙、丙及び丁は、本協定に基づく業務を遂行するに当たっては、関連する法令を遵守するものとする。

（協定の変更及び解除）

第5条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲、乙、丙及び丁は、協議の上、全ての契約当事者の合意の上、本協定を変更し、又は解除することができるものとする。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙、丙及び丁が別途協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書を4通作成し、甲、乙、丙及び丁が署名又は記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年6月25日

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

甲 東京都 総務局
総合防災部長 野田 敏

東京都千代田区大手町一丁目3番5号

乙 東京消防庁
防災部長 久貝 壽之

東京都新宿区新宿五丁目4番9号

丙 東京電力パワーグリッド株式会社 東京総支社
常務執行役員東京総支社長 武藤 英司

東京都八王子市子安町一丁目16番25号

丁 東京電力パワーグリッド株式会社多摩総支社
多摩総支社長 大風 大

<別紙2>

東京都総務局、東京消防庁、東京電力パワーグリッド株式会社東京総支社・多摩総支社 連携協定締結式



【写真左から東京電力パワーグリッド株式会社 大風多摩総支社長・武藤常務執行役員東京総支社長、
東京都総務局 野田総合防災部長、東京消防庁 久貝防災部長】